「金属くず商許可証」を受け取ったら…
「金属くず行商」の届出をしたら…

～ 金属くず商や金属くず行商がやらなくてはいけないこと ～

（静岡県金属くず営業条例・同施行規則　抜粋）



静岡県警察本部
生活安全部
生活保安課

1　金属くず営業条例とは？　（第１条）

金属類に関する犯罪を防止し、公共の秩序を維持することを目的とする。





2　遵守事項（主なもの）

≪ 金属くず商 ≫

①　許可（第３条）　営業（第５条）

営業所ごとに許可を受けなければならない。　※ 許可申請 手数料 18,900 円

許可を受けていない者は、金属くずの売買や交換、委託を受けての売買や交換してはならない。

②　許可証（第６条）　名義貸しの禁止（第９条）

許可証を他人に貸し出したり、譲ってはいけない。

紛失等した場合は、速やかに届け出て、再交付を受けなければならない。※ 再交付 手数料 1,200 円

③　許可証の携帯（第６条の２）

行商をするときは許可証を携帯していなければならない。

従業員に行商をさせる場合は、別記様式第２号「金属くず商従事者証」を携帯させなければならない

警察官や取引の相手方から求められたら提示しなければならない。

④　許可の取消し（第６条の３）

偽り、不正手段で許可を受けた場合、許可の基準に該当した場合、引き続き６か月以上営業していない場合、許可を受けた者や営業所の所在地が確認できない場合。

⑤　変更の届出（第６条の４）





＜ 届出を要する変更事項 ＞

A　氏名・名称、住所
B　営業所の名称、所在地
C　管理者の氏名、住所
D　法人代表者や役員の氏名、住所

変更の日から 14 日以内
登記にかかる内容は 20 日以内

許可証の書換えが必要である場合 ⇒ 手数料 1,300 円

⑤　許可証の返納（第７条）

次の場合は、該当する日から 10 日以内に返納しなければならない。

・廃業　・許可の取消し　・再交付を受けた後、亡失等した許可証を発見
・金属くず商の死亡　・許可を受けた法人の解散

⑥　許可の表示（第 10 条）

営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

ウェブサイトを有している場合は、氏名・名称、公安委員会の名称、届出番号を表示しなければならない。ただし、常時使用する従業員が５人以下の場合は表示不要。

標識の規格(別記様式第3号)



8ｃｍ

静岡県公安委員会許可　第49〇〇〇K〇〇〇〇〇〇号

金 属 く ず 商

●●●●●

16ｃｍ

材質：　金属又は同程度の硬度

灰色地　白文字

下欄には、金属くず商の氏名又は名称を記載

⑦　本人確認（第 11 条）



金属くずの売買をするときは、相手から身分証明書の提示を受け、
住所・氏名・職業・年齢を確認しなければならない。

⑧　不正品の申告（第 12 条）

取引をした古物に不正品の疑いがある場合は、直ちに警察官に申告しなければならない。

⑨　本人確認記録及び取引記録の作成（第 12 条の２）

取引の都度、帳簿へ記載又はパソコンなどに記録しなければならない。

・取引年月日　　・金属屑の品目、数量、特徴　　・相手方の住所、氏名　　・確認の方法

最終の記載から３年間、営業所に備付け保存しなければならない。
記録を棄損・亡失・滅失したときは、管轄警察署に届け出なければならない。

⑩　品触れ（第 13 条）

盗品等の品触れを受けたら、受領日を記載し、３か月保管しなければならない。
その金属くずを所持していたり、受け取った場合は、直ちに警察官に届け出なければならない。

≪ 金属くず行商 ≫

①　届出（第 18 条）

金属くず行商になろうとする者は届け出なければならない。
金属くず行商でない者は、行商行為をしてはならない。

②　行商の証（第 19 条）

行商の証を他人に貸し出したり、譲ってはいけない。
紛失等した場合は、速やかに届け出て、再交付を受けなければならない。

③　行商の証の携帯（第 20 条）

行商をするときは行商の証を携帯しなければならない。
従業員に行商をさせる場合は、別記様式第５号「金属くず行商従事者証」を携帯させる。
警察官や取引の相手方から求められたら提示しなければならない。

④　許可証の返納（第 21 条）

次の場合は、該当する日から 10 日以内に返納しなければならない。

・廃業　・再交付を受けた後、亡失等した許可証を発見　・金属くず商の死亡
・許可を受けた法人の解散

⑤　変更の届出（第 20 条の２）



＜ 届出を要する変更事項 ＞

A　氏名・名称、住所
B　行商行為をする主たる地域
C　取引先が特定である場合、相手方の氏名・名称、住所
D　法人代表者や役員の氏名、住所

変更の日から 14 日以内
登記にかかる内容は 20 日以内

④　申告（第 22 条）

金属くずを買受け・交換・売却・交換の委託を受けようとする場合、不正品の疑いがある場合、
直ちに警察官に申告しなければならない。

